

■新旧対比表

(改正後)	(改正前)
<p>第三章 保険給付</p> <p>(傷病手当金)</p> <p>第14条の2 組合は、組合に加入して一年以上に被保険者である組合員が療養のため保険医療機関に入院又は、介護保険法に規定する介護療養型医療施設に入所した場合、その入院又は入所期間に対して、次の各号の区分に従い傷病手当金を支給する。</p> <p>一、税理士である組合員 日額 8,000 円</p> <p>二 第6条第三号及び第四号の組合員 日額 8,000 円</p> <p>三 職員である組合員並びに組合に使用される者である組合員 日額 6,000 円</p> <p>2 保険医療機関に入院又は介護療養型医療施設に入所した場合、入院又は入所した日数が1会計年度通算して5日までは支給されないこととし、支給期間は入院又は入所した日数が通算して6日以上となった場合、6日目から起算して1会計年度55日をもって限度とする。</p> <p>(特別傷病手当金)</p> <p>第14条の3 組合は、前条による傷病手当金以外に新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われることにより、就業が出来ない場合に限り、組合員に特別傷病手当金を支給できるものとする。支給要件については別途、要綱で定めるものとする。</p>	<p>第三章 保険給付</p> <p>(傷病手当金)</p> <p>第14条の2 組合は、組合に加入して一年以上に被保険者である組合員が療養のため保険医療機関に入院又は、介護保険法に規定する介護療養型医療施設に入所した場合、その入院又は入所期間に対して、次の各号の区分に従い傷病手当金を支給する。</p> <p>一、税理士である組合員 日額 8,000 円</p> <p>二 第6条第三号及び第四号の組合員 日額 8,000 円</p> <p>三 職員である組合員並びに組合に使用される者である組合員 日額 6,000 円</p> <p>2 保険医療機関に入院又は介護療養型医療施設に入所した場合、入院又は入所した日数が1会計年度通算して5日までは支給されないこととし、支給期間は入院又は入所した日数が通算して6日以上となった場合、6日目から起算して1会計年度55日をもって限度とする。</p>

(改正後)	(改正前)
<p>また、「特別傷病手当金」の支給期間に第14条の2に規定する「傷病手当金」の支給対象となった場合、「傷病手当金」を支給しないものとする。</p>	

附 則（施行期日）

この規約の一部改正は、埼玉県の実施認可を受けた日より施行する。ただし、その適用は令和2年1月1日とする。